

ID: 207

担当部署: 産業観光課

処分の概要	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、一般森林施業計画の認定、数人共同の一般森林施業計画の認定		
法令名 根拠条項	森林法 第11条第4項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条第4項の規定による。</p> <p>第11条</p> <p>4 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>			
標準処理期間	20日以内（省令第13条の2）		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日